１．件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（緊急時対策所の非常用送風機及び非常用フィルタ装置の構造変更等）に係る事業者ヒアリング【３】」

２．日時：　令和４年１１月２１日　１４時０５分～１５時０５分

３．場所：　原子力規制庁　９階Ｃ会議室（ＴＶ会議システムを利用）

４．出席（※・・ＴＶ会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

髙橋管理官補佐、深堀上席安全審査官、菊地審査チーム員

日本原子力発電株式会社：

発電管理室　部長　他担当者７名

東海第二発電所　課長※　他担当者４名※

５．自動文字起こし結果

別紙のとおり。

（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

なお、本面談については、日本原子力発電から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」（令和４年３月２３日　第７３回原子力規制委員会　配付資料２）を踏まえ、対面を含め実施した。

６．その他

提出資料：

・東海第二発電所　設計及び工事計画変更認可申請書　補足説明資料（改１）

・東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更に係る申請概要

以上

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の高橋です。
0:00:04	ただいまより、日本原子力発電株式会社東海第 2 発電所、
0:00:09	設計及び工事計画変更認可申請書に係るヒアリングを、
0:00:15	開始します。
0:00:16	では、
0:00:17	日本原子力発電株式会社から説明をお願いします。
0:00:23	はい。それでは日本原電東海第 2 発電所運営管理室の岡と申します。それではですね本日のヒアリング資料についてご説明をさせていただきたいと思います。
0:00:31	資料については表紙に東海第 2 発電所の設計及び工事計画変更認可申請書補足説明資料とありまして、通しのすみません、2 ページ目ですね、に見ていて、次のページめくっていただきますと、補足説明資料、
0:00:44	がありまして、今回甲斐 1 という部分になります。今回変更しておりますのが補足 1、補足 2 補足 4－8 からになります。
0:00:52	今こちら手元にあります資料につきましては補足 3 も含めて一式提出させていただいてるんですけども、基本的にへ修正してますのは細井地区に 4 から 8 になっております。
0:01:05	で、めくっていただきまして、まず補足 1 になります。こちらがですね設計部工事計画変更認可申請における適用条文等の整理についてになっております。
0:01:14	黄色ハッチングしてある箇所がですね、
0:01:18	前回提出しているものから修正している箇所になるんですけども、まず、通しのですね、2 ページ目を見ていただきますと、
0:01:27	まず（1）ですね。
0:01:29	こちらの名称がですね、ちょっと一部、
0:01:33	（1）のところ、緊急時対策所関係の主配管の配管仕様の変更。
0:01:38	緊急時対策所、非常用送風機の構造及び原動機出力の変更並びに緊急時対策所、非常用フィルタ装置の構造の変更というところで、ここちょっと記載を適正化させていただきました。基本的に中身は変わらないんですけども、
0:01:53	一部修正をしております。
0:01:56	続いて下、その下、以下技術基準規則というというところはこちらちょっと記載、書きでですか。2 ポツのところでも技術基準規則、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:07	っていうのが出てきてるんですけども、それが何に当たるかっていうところを詳細に示しておりませんでしたので、ちょっとここ、記載の充実というところで、追加させていただいております。
0:02:19	で、2 ポツ技術基準規則の適用条文の整理結果ですとか、近畿に対する縮小換気系の配管等の基準機種基準規則の適用条文は以下に示す通りというところで、ここで略称をですねちょっと使わせていただいております。
0:02:36	続いてのところでまた書きのところです。
0:02:40	金、こちらちょっとですね資料の構成上ですね、そのまま見ていくとですねちょっとわかりづらいかなというところでそれをちょっと補足する、また書きになっております。
0:02:54	また、別紙 2、緊急時対策所関係の車移管緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置及び逃し安全弁用可搬型蓄電池に関わる本設計及び工事の計画の申請に伴う
0:03:08	技術基準規則に対する適合条文の整理をし、整理の詳細を示すと。なお、使用済み燃料貯蔵燃料乾式貯蔵容器及び、竜巻防護扉並びに、
0:03:20	防潮扉については、今回の申請において、設備の改造を伴わない記載の適正化が目的のため省略していると、前回の資料でも出ます。でもですねこの記載の適正化 3 件については省略させていただいてたんですけども、
0:03:32	そこを明確に示したものがないなというところでここのなお書きをなお木全書きを、
0:03:38	追加させていただいたということになります。
0:03:43	で、3 ページ変更ございますので、4 ページ以降がですねここからが、技術基準規則の適用条文になっているんですけども、要否判断については、マルバツ三角、変更しておりません。
0:03:57	理由の箇所について、こちらがですね、現在審査をいただいて、審査をいただいております。モニター技術、放射線モニターの移設に関わる
0:04:09	設工認申請ですね、変認申請、そちらの審査状況を受けまして、理由の記載を一部ちょっと適正化をさせていただきました。
0:04:18	どのような適正化をさせていただきたかったかと言いますと、
0:04:22	4 ページ目見ていただきますと、まず三角と丸がございまして、三角の場合ですと、
0:04:29	今回のこういう改造では、何々がMERS変わるため、変更後においても、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:38	何々に影響がないことを確認する必要があり、
0:04:44	変更のナイコウ変更の工事内容に対して、適合性を確認する必要がある条文となるが、ここまでが三角の共通した記載ぶりになっております。
0:04:57	で、そこから今回の機器、内々の
0:05:03	十条底ワダと重量増、排気配管系の重量増加ですね。
0:05:07	これが、
0:05:07	何々の解析、影響を与えないことが確認できることから、適合性に影響はない。
0:05:16	というところで、ちょっと記載を統一させていただいております。
0:05:21	で、また書きで、基本設計方針についても変更はないっていうような書き方にしております
0:05:26	丸の場合だと、
0:05:31	こちら黄色ハッチングを見ていただきますと、配管系の構造仕様を変更することから変更後においても地震による損傷の防止に関する設計に影響がないことを確認する必要があるこのため、
0:05:42	適合性確認対象条文とすると。
0:05:44	ここが三角と違うところですね。はい。
0:05:47	で、その確認結果、
0:05:51	技術基準の適合性に影響はないっていうような言い方をして、また基本設計方針についても変更はないというような書き方をしております。
0:06:01	次ページ以降も、それにのっとったですね、マル三角の書き方をしておりまして、またですね、
0:06:09	5 ページ見ていただきますとここでバツも出てきます。
0:06:14	×についてはですね、今までこれ語尾まずう、この機器配管系の構造及び仕様を変更するかっていうところがここ主語がなかったので、追加をさしていただきました。基本、基本的には他のところも同じように追加をしてます。
0:06:29	刀禰、文末がですね、審査対象条文とならないっていうような書き方をさせていただいてたんですけども、
0:06:35	こちらをですね、第 2 回、すいません、モニタリ数のちょっと審査状況、
0:06:40	を受けまして、適用を受けないというような書き方にさせていただきました。
0:06:45	なので、ここで共通しているのは、良い判断については変更はないんですけども、ちょっと理由の記載ぶりに関して、統一を図った。
0:06:54	いうような変更点になっております。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:00	で、続いてですけども、
0:07:06	36 ページ。
0:07:09	でいきますと、こちらで別紙というところで実用発電用原子炉及びその他附属施設の技術基準に関する規則の条文整理の詳細というようなページ別紙を設けておりまして、
0:07:20	この後にですね、従来ですと、
0:07:23	紐付表というものを添付させていただいておりました。その紐付表というのがですね、ページで言いますと、
0:07:32	500 通しで 587 ページですね。
0:07:39	こちらの紐付表を、この別紙の後につけさせていただいてたんですけども、
0:07:44	こちらの紐付表ですが、技術基準規則と設計及び工認、添付書類の紐付表となっておりまして、
0:07:52	ちょっとこの段階でこの別紙の後につけるのは、ちょっとここ、資料の構成上ちょっとわかりにくいから適正適正ではないかなというところで、この補足 1 の資料の一番最後につけさせていただきました。
0:08:04	この紐付表に関しては、この紐付表自体で新たに出てくる事実はなくてですね、この
0:08:14	マルバツで整理した結果と、この別紙で、事細かに詳細にですね、
0:08:20	内容を、その確認の経緯ですとか、関係する添付書類だとかそこら辺を示しておりますので、その結果をこの紐付表で、最後に補足 1 の最後に示すというような形に、ちょっと
0:08:33	記載を、ちょっとわかりやすくするために、更正改善していただきました。
0:08:40	で、
0:08:40	続きましてですね、ちょっと戻りまして、
0:08:44	その別紙の、
0:08:47	はい、詳細に、
0:08:51	すいません、37 ページ以降ですね。
0:08:55	すいません。3037 ページからですね、こちらについては先ほどもお伝えしまして、ご説明させていただきました通り、③各バスで整理し、し等に、
0:09:06	整理するに至るまでの詳細な流れを記載しておりまして、そちらについてですね、ちょっと一部記載の適正化等も行っておりますのでそちらについてちょっと担当の方からご説明を、
0:09:16	していただこうと思い

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:24	はい、東海第 2 発電所保修室機械グループの根本です。
0:09:30	まず、こちらの
0:09:35	修正箇所に関しましては、右下 40 ページでございます。
0:09:41	基本的にこれまでのヒアリング等を受けまして、ここ 5－2－2 の中の記載とかはですね、
0:09:51	概要版だったり、のところの記載と、
0:09:58	等を合わせたというような形で修正をしております。
0:10:03	続きまして右下 40
0:10:10	1 ページです。
0:10:11	こちらも同様にですねまとめの記載になりますが、
0:10:16	こちらに関しましても同じようにこれまでの概要版あとですね、今回、マル三角×のところで、
0:10:30	それぞれ記載。
0:10:31	モニター側と合わせにいってますがそれと、今回の丸三角×のところの理由と同じような記載に、
0:10:40	見直して記載の適正化を行っているというものでございます。
0:10:47	続きまして、
0:10:51	右下 208 ページになります。
0:10:54	こちら 51 条を、
0:11:01	申し訳ございません。右下 90 ページになります。すいません。
0:11:07	50 条のところになります。
0:11:11	こちら 50 条のところを、
0:11:14	もともとを確認している図書としてですね、5－2－1－1 とですね。
0:11:22	5－2－8 の 3－3－1 から 4 まで、あと補足 7 までっていうことで、
0:11:29	1 ポツ（1）の①のABCっていうことで、同じように確認してる図書っていうことで記載しておりました。
0:11:38	こちらの方、今回ですね、見直したというのは、
0:11:43	この 5－2－8 の 3－3－1 から 4 まで、あと補足 7 っていうところ確認図書っていうのを、
0:11:51	今回削除させていただいております。
0:11:54	これっていうのはですね、もともと金。
0:11:58	緊急時対策所の非常用送風機、
0:12:01	あとフィルター装置というのはですね、重大事故の緩和設備のほうになりますので、
0:12:08	ABCの要求は

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:12	常設の重大事故防止設備等に関する、
0:12:16	要求でしたので、
0:12:18	ちょっとここに記載するのはふさわしくないというところで記載を削除させていただいてます。
0:12:25	あと基準地震動Ssのところ、もともとSs記載なかったんですがここ記載の適正化という意味合いで、
0:12:33	Ssを追加させていただいています。
0:12:36	続きまして 91 ページも同様に、Ss基準地震動Ssというのを追加させていただいてるというものです。
0:12:45	95 ページになります。
0:12:48	こちらか、漢字でとどまることということで、漢字でとどまるっていうふうに記載したんですが、
0:12:56	ひらがなの方に記載を見直させていただいているというものになります。
0:13:01	続きまして 96 ページ、こちらに関しましても基準地震動Ssのところの記載を追記させていただいているというところです。
0:13:10	続きまして 99 ページに関しましても止まると、もともと漢字で記載させて、
0:13:17	いただいてましたが、こちら、ひらがなの方に見直しているというものでございます。
0:13:24	100 ページ目です。
0:13:27	補足 7 のところ、もともとか。
0:13:30	(1)、①のAからDまでというような形で記載しておりましたが、今回さ、先ほど
0:13:39	確認する当初っていうのはふさわしくない箇所を読み込んでるやつもありましたので、
0:13:44	今回のみという形で記載を修正させていただいてるというものです。
0:13:50	あと 5－2－1－1、耐震設計の基本方針の概要のところです。
0:13:55	括弧 2－01 から 6 というところで、こちら確認してる当初としてあったのですが記載しができてなかったということで、
0:14:05	記載の適正化という意味合いで記載を追記させていただきました。
0:14:10	続きまして 101 ページになります。
0:14:15	補足 340－13 です。
0:14:18	こちらの方をもともと確認する図書として入れてたんですが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:23	ここの確認と署名のところにですね記載をしていなかったということがありましたので、
0:14:29	今回、記載を修正させていただいております。
0:14:33	あと今回の行のところに記載、黄色ハッチングしております。
0:14:40	こちら今回、今回っていうふうに 2 回記載をしてしまっていたというところでこちら記載を適正化させていただいていると。
0:14:48	いうところです。
0:14:50	続きまして 102 ページ、補足 340－13 は同様です。
0:14:55	確認結果のところで、ここ、耐震計算書のところのところです。
0:15:04	丸尾岸なかったということで、丸尾フクイさせていただいたというところと、
0:15:11	AからB、AからDというか、記載をしたものを修正させていただいたというものでございます。
0:15:18	続きまして 103 ページでございます。
0:15:22	こちらも基本的には
0:15:26	丸三角×のですね、先ほどの補足。
0:15:30	の記載の等に合わせて修正させていただいたというものでございます。
0:15:39	続きまして、208 ページでございます。第 51 条に関してです。
0:15:49	そうしました。
0:15:53	そう。そうしますと 211 ページ目は先ほど、同様に、(1)っていう記載がもともとなかったので追記させていただいたというところです。
0:16:05	あと 213 ページも丸三角×という形で同様の記載に直しております。
0:16:12	続きまして、258 ページ、52 条でございます。
0:16:18	こちらには、
0:16:19	257 ページ、こちらちょっと誤記がありましたので分離というところ、記載の適正化をさせていただいてます。
0:16:29	続きまして 314 ページです。
0:16:33	こちらも基本的には記載の適正化をさせていただいているというところです。
0:16:40	同様に 315 ページも同様で、記載の適正化でございます。
0:16:46	あと 322323、324 と、ずっと通しまして、
0:16:54	329 まで記載の適正化をしております。
0:16:59	あと 330 ページも同様にマル三角×という形で合わせさ。
0:17:04	修正させていただいてるというところです。
0:17:08	あと他もですね 55 条。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:11	444 ページの 55 条。
0:17:15	また、540 ページの 76 条。
0:17:20	あと、
0:17:23	間の、
0:17:29	60
0:17:33	60
0:17:35	蓄電池で見てる。
0:17:37	はい。知久神電池で見ている 61 条の
0:17:43	530 ページに関しても同様の修正をさせていただいてると。
0:17:48	いうものです。
0:17:50	こちらの条文ごとの
0:17:53	修正箇所に関しては以上です。
0:18:06	はい。
0:18:07	ええ。
0:18:08	以上がですね、各条文の適合性確認をしている、詳細のページだと思いますね。
0:18:17	その後ですね 586 ページになります。
0:18:22	先ほど申しました通り、紐付表をですね、一番最後に持ってきたという話をさせていただいたんですけども、
0:18:31	そもそもこの紐付け表の、どういう資料なのかっていうところが、ちょっと説明が足りてないなという。
0:18:38	ちょっと話になりまして、参考としてですね、頭紙をちょっとつけさせていただきました。紐付表の頭紙をつけさせていただきました。
0:18:46	読ませていただきますとですね、技術基準規則と設計及び工認、添付書類の関係についてというところで、別紙実用発電用原子炉及びその
0:18:56	その附属施設の技術基準に関する規則の条文千里に、
0:19:01	に、
0:19:02	条文整理の所、すいませんここの条文整理になってますけど条文整理のです。すいません。ここはちょっと修正させていただきます。
0:19:09	情報整理の詳細における整理結果を踏まえ、
0:19:13	緊急時対策所の非常用送風機及び非常用フィルタ装置並びに配管及び、
0:19:19	逃し安全弁用可搬型蓄電池に係る設計及び工事計画認可申請に関して、技術基準規則の要求条文と、設計及び工事計画認可申請書に添付する書類等の関係について、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:31	次ページ以降の技術基準規則と設計及び工認添付書類のひもつき方にて、取りまとめたと。
0:19:37	いうことで添付 2. ですね、紐付表の、こちら緊対所側と逃し安全弁を可搬型蓄電池、こちらについての紐付表を添付しているという頭が、気を追加させていただきました。
0:19:49	当庫ちい次、587 ページからがですねひもつきになってるんですけども、ちょっとこちらのですね、
0:19:58	こちらもちょっと一部記載を修正しておりますので、そちらの説明。
0:20:09	東海来年発電所保修室機械グループの根本です。
0:20:13	こちら紐付表ですが、修正箇所に関しましては朱書きにしているところが修正箇所になります。
0:20:21	まず一番左側のところです。
0:20:24	技術基準規則の変更有無のところですが、こちらもともとRHRのところで、一緒くたにマルで付記させていただいてたんですが、
0:20:35	モニターの近江側のですね、ヒアリングも踏まえてですね、ちゃんとしっかり技術基準規則のですね、変更有無っていうのが、
0:20:47	RHRS、
0:20:49	以降ですね、どこが変わってるのかっていうところで、修正をさせていただいております。
0:20:55	基本的には最初のページ、
0:20:58	のところですと 65 ページ、65 条と 67 条。
0:21:03	続きまして次のページ、右下 588 ページですと、
0:21:09	71 条と 76 条というところで、技術基準規則の方で変わってるものを、
0:21:18	丸、
0:21:19	とバツでちゃんとを明確化させていただいたというものでございます。
0:21:24	続きまして設備の抽出というところでもですね、こちらも一緒くたにちょっとマルというふうな形にしてたんですが、今回関連する条文で
0:21:36	設備として今回当たるものに関して丸尾 8 基、
0:21:41	させていただいてる。
0:21:43	そういう形に修正させていただいているというものでございます。
0:21:47	あと今回適用条文の要否判断というところで
0:21:53	オレンジと黄色とグレーの方でですね、色分けしております。
0:21:59	今回グレーが新たにモニターの
0:22:03	方の、
0:22:05	方で追加されまして、そちら、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:08	の方で、適用を受けない条文ということで、明確化されたということも受けまして、
0:22:14	今回もともとバツにしてました 56 条から、
0:22:21	次のページ 75 条。
0:22:23	あと、77 条と 78 条ですね。
0:22:27	こちらグレーハッチングを空気させていただきましたので、赤字に修正しているというものでございます。
0:22:35	あと
0:22:36	587 ページの右上の方を見ていただきますと、凡例ということで、
0:22:43	グリーンと青と黄色とグレーというふうに色分けされております。
0:22:49	グリーンの方がですね、こちら、添付する書類ということで、
0:22:55	条文適合のため、内容を確認、及び変更した書類ということで、こちらの凡例の意味合いがモニターの方でですね、
0:23:06	記載を見直されたということに伴いましてこちらも、
0:23:10	合わせるというような形で、
0:23:12	修正をさせていただいております。
0:23:14	そういう意味合いでですね、もともと今回、Greenで緊急時対策所の方を耐震性に関する計算書だったり、強度に関する瀬、
0:23:25	説明書、あと構造図、
0:23:28	等々、一緒くたに、
0:23:30	49 条だったり、51 条 52 条、
0:23:34	54 条等を、
0:23:36	赤字のところをグリーンにしてたんですが、
0:23:39	今回、
0:23:41	慣例で条文適合のための内容を確認、及び変更した書類ということで、
0:23:47	ちょっと記載のハッチングの色を修正させていただいたというものになります。
0:23:55	はい。修正仮称は緊対所に関する修正箇所は以上になります。
0:24:01	続きまして蓄電池側の方。
0:24:06	東海第 2 発電所補修室ナカムラです。
0:24:11	蓄電池側の紐付表の修正箇所ですね。
0:24:15	当先に共通する部分としては、緊対所の送風機の説明にあった通りですね、記載を統一化させていただいております。
0:24:26	あと、蓄電池の固有の、
0:24:29	修正箇所ですけれども、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:31	第 49 条、あ、すいません、シートで言うと、
0:24:36	589 ページですね。
0:24:39	の、第 49 条の、
0:24:43	えっとですね、パッカー字で書かれ、
0:24:47	青ハッチの赤字で書かれてる箇所ですね。
0:24:50	原子炉格納施設の
0:24:53	層に関する説明書及び、
0:24:56	その基礎
0:24:58	の状況の種。
0:24:59	明示した図面、こちらが、
0:25:01	誤りがございまして、添付しない書類となってたんですけれども、
0:25:06	再度ちょっと確認したところ添付しているということで、青に直させていただいております。
0:25:13	蓄電池としての修正は以上になります。
0:25:22	はい。以上が補足 1 の部分に関する修正箇所になります。
0:25:28	一旦ここで切ります。
0:25:30	はい。
0:25:38	原子力規制庁の高橋です。
0:25:42	変更箇所につきましては、確認させていただきました。
0:25:48	こちらから追加で
0:25:51	より詳細に説明していただきたい事項を今から申し上げます。
0:25:56	第 50 条の地震による損傷の防止、
0:26:03	につきまして、
0:26:05	非常用送風機の動的機能維持評価におきまして、設備評価用最大加速度が、
0:26:14	既工認と相違することに関して、その適用掘した方法及び
0:26:19	評価用加速度の数値の根拠を示すなどして、
0:26:23	詳細を説明してください。
0:26:51	今のところは資料で言いますと、
0:26:55	適合性ですと、
0:27:02	通し番号の 90 ページから具体 50 条関係始まっていますけれども、
0:27:08	そこの機能維持評価、
0:27:13	のところであります。
0:27:35	はい、東海第 2 発電所保修室機械グループの根本です。
0:27:40	こちらちょっとページが飛んでしまいますが、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:45	ちょっと 600、右下 661 ページの補足 7 の概要版の方でご説明させていただければと思います。
0:27:59	前回のヒアリングでも耐震評価のところで、ご質問もいただいてたと思います。
0:28:07	こちら、中期の、
0:28:10	A4 で記載しております。
0:28:14	もともと適用するせ設備評価用最大加速度の相違ということで、
0:28:21	今回、評価用加速度のところの違いが出てるというところがございます。
0:28:27	こちらっていうのはですね、こちら読ませていただきますが、既工認は設計を最大加速度、
0:28:35	及び地盤物性のばらつきを考慮した最大加速度を、
0:28:40	包絡した最大加速度をさらに保守側に包絡できるよう、余裕を確保した最大加速度。
0:28:48	牧工認時はもう用いていると。
0:28:51	いうところです。
0:28:53	今回工認の方はですね、設計用最大加速度及び地盤物性のバーつきを考慮した最大加速度を包絡した最大かつ 9 度っていうことで、
0:29:05	そちらを用いていると。
0:29:07	いうところでこの違いがあるというものでございます。
0:29:12	もともと既工認の方でもですね、どちらを使えるようにもなってます。基本方針の方で、どちらでも使えるように記載しておりまして、
0:29:23	そのを使用している違いによるものという、
0:29:27	ことでございま
0:29:32	規制庁のタカハシです。
0:29:34	661 の記載はしておりましたが、これをより詳細に、
0:29:41	エビデンスをもってですね、比較した形で、
0:29:45	今後で構いませんので、
0:29:48	説明してください。また今ほども言ったことと重複しますが、
0:29:54	ここに出てくる評価用加速度の数値ですね。
0:29:57	これ自身が、評価の中で、どこから適用持ってきているのかっていうところをちょっと明確化していただきたいと思います。
0:30:09	東海第 2 発電所保修室機械グループの根本です。
0:30:13	明確化の検証をしました。
0:30:22	規制庁の高橋です。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:24	引き続きまして、
0:30:27	50 条関係、ですけれども、
0:30:34	これも
0:30:37	従来からですね、
0:30:39	いろいろとやりとりはさし、
0:30:42	ヒアリングで確認はさせていただいておりましたが、
0:30:45	より詳細にということで、緊急時対策所換気系の
0:30:52	配管発想増の要因ですね。
0:30:54	配管がなくなったのか。
0:30:57	ダンパや弁が増えたのか。
0:31:01	それを示していただくとともに、
0:31:03	増分が、
0:31:05	原動機出力の増に至るまでの、
0:31:09	詳細を、
0:31:10	今後で構いませんので、説明してください。概要を今、お願いいたします。
0:31:20	東海林発電所補修室の根本です。圧損の増加、
0:31:28	来言いますのはもともと、これまで理由の方でもご説明しておりますが、
0:31:38	補足の
0:31:41	7 の方で、今回理由のほうを追加させていただいてます。
0:31:48	ミギタろ。
0:31:49	157 ページ目でございます。
0:31:53	こちら元、
0:31:56	の方の概要のところで理由を、今回新たに追加させていただいております。
0:32:04	現場施工設計の結果、緊急時対策所関係の配管の配置を見直す必要が生じたことに伴い、
0:32:12	認可時より緊急時対策所の換気系の圧損が増加するため、
0:32:18	居住性確保の観点から要求される換気量が確保できるよう、緊急時対策所、
0:32:25	非常用送風機の構造を変更すると。
0:32:28	また、緊急時対策所非常用送風機の構造変更に伴い、
0:32:34	緊急時対策所関係全体の設計を見直したことから、
0:32:38	フィルター装置の構造及びし配管の改造を行うというところで、
0:32:46	境界変更をかけているというものでございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:57	現状、法令上ちょっと細かいのは今ご用意がないというものでございます。
0:33:05	規制庁の高橋です。わかりました。
0:33:08	重複して申し上げますが、その配管が長くなったのか、短波や弁が増えたのか。
0:33:17	そういった要因をですね、
0:33:19	示して、
0:33:20	ください。配管尊像、
0:33:24	なるものをちょっと定量的にですね、示して示した上で、それが
0:33:30	非常用送風機の原動機出力、
0:33:34	にはね返ってくるところ、
0:33:36	までを、一連の
0:33:39	説明でお願いします。
0:33:42	東海第 2 発電所保修室の根本です。承知しました。
0:33:57	規制庁の高橋です。引き続きまして 55 条関係、
0:34:03	材料及び構造のところですが、
0:34:09	今日ご説明いただいた補足の海底一井ではなく、海底 0 の、
0:34:16	方を、になりますが、海底 0 の方で、
0:34:25	西田 752 ページ。
0:34:28	以降に、
0:34:39	菅野。
0:34:41	解析モデルの町会、鳥瞰図が入ってきて、
0:34:47	そこにハンガが記載されてきております。
0:34:53	この 55 条の対象に、
0:34:57	適合性確認の対象に、SAクラス 2 支持構造物。
0:35:02	に該当するか。
0:35:04	も含めてですね、そのダクトのハンガーが含まれているか。
0:35:09	説明してください。
0:36:16	東海第 2 発電所保修室の根本です。
0:36:19	ちょっと今日手元に資料がございませんので別途確認させていただいて回答させていただければと思います。
0:36:27	規制庁高橋です。
0:36:29	では、別途お願いします。
0:36:32	引き続きまして同じ 55 条の、
0:36:35	ところで、今日の資料の

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:41	6 ページ目、
0:36:48	の、55 条の条文におきまして、
0:36:51	2 ところなんですが、
0:36:53	資料では、
0:36:55	この強度計算を行っているのは主灰、非常用送風機、
0:37:03	江刺 9 と緊急時対策所関係の主配管。
0:37:08	これをやっているところかと思いますが、
0:37:11	この記載では、
0:37:12	送風機とかフィルター装置、
0:37:15	もう強度を確認。
0:37:17	したと。
0:37:18	いうふうに読めるんですが、
0:37:20	いずれが正しいのでしょうか。
0:37:24	東海第 2 発電所保修室の根本です。
0:37:30	こちらご認識の通り、強度計算っていうのは今回も既工認でもフィルター装置と送風機っていうのは出してございません。
0:37:40	ていうのもですね、こちら耐震性の評価の方で包絡できるっていうところで、
0:37:46	今回出してないというもので、槙工認でも出してないというものでございます。
0:37:54	そういう意味合いで耐震性のところで基本的に送風機フィルター装置っていうものを強度的にも確保されてるということからですね。
0:38:05	基本的には、今現状の記載でも問題ないかなと思っております。
0:38:12	以上です。
0:38:19	規制庁の高橋です。既工認で
0:38:24	今の非常用送風機とフィルタ装置を
0:38:29	耐震性の
0:38:31	構造共同確認。
0:38:34	の方でされたということですが、
0:38:37	それに含まれていると、主要設備リストを見ますと、
0:38:43	やや、同じくSAIIではなくて、バーの扱いになっておりますが、そこ、それとリンクしてるということでよろしいでしょうか。
0:38:59	東海第 2 発電所補修室、
0:39:02	のネモトです。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:04	ちょっと詳細に確認させていただいて別途回答させていただいてもよろしいでしょうか。
0:39:14	施設のタカハシです。では、別途回答お願いします。
0:39:54	規制庁の高橋です。引き続きまして、
0:39:59	逃し安全弁用オカ型蓄電池につきまして、第 50 条を、の確認をしたいと思います。
0:40:07	第 50 条の第 3 項要求の可搬型蓄電池が、常用設備に容易かつ着、確実に接続、接続できることに関して、
0:40:18	詳細を説明してください。
0:40:35	東海第 2 発電所補修室ナカムラです。
0:40:39	可搬型蓄電池の
0:40:45	50 条の適合、
0:40:48	十四条。
0:40:50	参考ですかね。
0:41:04	と、
0:41:21	と。
0:41:23	接続、容易に接続ということで、できることですよね。
0:41:32	ですね資料の 735 ページの配置図を、
0:41:36	参照いただけますでしょうか。
0:41:55	配置図のですね、保管場所が示してあるかと思うんですけれども、こちらはですね、従来の既工認から変更はございません。
0:42:04	こちらで保管しております蓄電池を、通常固縛状態を、
0:42:11	保管してるんですけども、それを解除して、
0:42:16	構造図見ていただくと台車車がついた状態ですので、
0:42:20	こちら、
0:42:24	転がしてというか、
0:42:27	運転員が
0:42:29	転がしてですね。
0:42:32	下の配置図の下のですね、
0:42:35	取りつけ箇所。
0:42:37	部分まで転がして持っていきます。そちらで、
0:42:40	その取り付け箇所の
0:42:43	これ伴なんですけども坂野。
0:42:47	扉を開けて、そちらに

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:49	端子台がございます。そちらの端子台に、一般的な工具で、蓄電池から、
0:42:56	頚部、フゾクのケーブルで、
0:42:59	接続して、
0:43:01	逃がし安全弁に電源を供給するという、
0:43:08	ですので、
0:43:10	よりも、
0:43:12	数十メートル、それから、あとは、
0:43:17	一般的な交付での、
0:43:18	月が可能ということで、要因、
0:43:22	アノ加藤考えて
0:43:34	規制庁の高橋です。
0:43:36	基準適合の条文に関わるところでして、コネクター形状ですとかその取り付けの接続の詳細ですね。
0:43:46	今回本体自身が別のものに変わったということで、そちらの方も変わってきてるかと思いますので、
0:43:54	そこの部分は、補足をお願いいたします。
0:43:58	また
0:43:59	今の 733 ページの
0:44:09	ところで
0:44:15	重量の備考に抱えております、運搬の記載。
0:44:21	1、1 名で運搬可能なことを確認済みと。
0:44:25	この記載につきましても、補足にまとめて、含めてですね、補足にまとめていただきたいと思います。
0:44:32	要約しますと、
0:44:34	今回、
0:44:37	可搬型蓄電池が、ものが変わりました。
0:44:40	よって重量も変わっております。
0:44:43	なので、
0:44:43	保管場所から接続箇所までの運搬並びに、
0:44:50	接続の
0:44:51	について
0:44:53	容易かつ確実にできること。
0:44:56	これに関して、補足説明でお願いいたします。
0:45:05	東海第 2 発電所保修室の仲村です。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:12	一般の
0:45:13	保管場所からの運搬それから接続についての補足を別途、
0:45:20	追加させていただき、
0:45:37	では今までの説明についての、規制庁側からのコメントは以上になります。引き続きお願いします。
0:45:49	はい。それでは引き続きですね、
0:45:52	今回ちょっと修正した箇所についてご説明させていただければと思います。
0:45:57	続きまして
0:45:59	ページがですね、
0:46:09	591 ページになります。
0:46:15	はい。ここからがですね、591 ページからが補足にですね、なっております、設計及び工事計画変更認可申請書に添付する書類の整理についてということで、
0:46:24	ここについてはですね、
0:46:28	592
0:46:30	2 ページから見ていただきますと概要ですとか 2、1 ポツ 2 ポツ 3 ポツとありまして、ここの法律の名称でですね、鎌田店がちょっと、
0:46:41	金、誤ってるところがありましたので、ここ点に統一しております。こちらが正式という。
0:46:46	はい。
0:46:47	あとですね、以下何々というところの、ここ、ここにちょっと手がついてたんですけども、記載の統一のため、削除して、
0:46:57	はい。以下、括弧名というだけにしました。
0:47:02	で、続いてがですねここを追加した箇所です。なお、使用済み燃料、このする添付書類の整備についてなんですけども、なお、使用済み燃料乾式貯蔵容器及び竜巻防護扉並びに防潮扉に関して添付する書類については、
0:47:18	今回の申請において設備の改造を伴う記載の適正化が目的のため省略しているというところで、こちらも前回ちょっとつけていないっていう話をさせていただいて添付させて、添付をしてないという話をさせていただいたんですけども、
0:47:30	そこをちょっと明確に示していなかったなということで、ちょっとこの頭書きのところに、はい。追記をさせていただいてるものであります。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:38	593 ページの通りですね、点が、赤間が点になっているっていうだけの修正。
0:47:44	600 ページも同様です。
0:47:47	補足 2 の修正点については、はい、以上になっております。
0:47:51	引き続き、よろしいでしょうか。
0:47:53	続いて補足 3 ですねこちらについては工事の方法に関する補足説明資料でして、こちらは今回、主、ちょっと黄色はちいが残っておりますけども今回修正した箇所ではないので、
0:48:04	ここはちょっと割愛させていただきたいと思います。以前からちょっと変わっておりません。はい。
0:48:10	で、続いてですね、補足 4 になります。
0:48:15	621 ページになりますね。
0:48:18	こちらがですね、都市済み燃料貯蔵乾式容器の材料等の記載適正化についてというところで、こちらはですね、以前、前回のヒアリングの時にですね、補足説明資料というか
0:48:33	ヒアリング資料としてですね、一度概要説明資料を提出させていただいたんですけども、そちらをそのまま補足に反映しているような形になっております。
0:48:42	で、それはですね、記載の適正化に関するもの、あと防潮扉と竜巻防護扉ですね、それについても同様でありまして、基本的には、
0:48:54	所、細かな記載の適正化等、
0:48:56	が行われて、それをそのまま補足説明資料にも反映しているというような形になっておりますので、こちらについてもですね、ちょっと詳細な説明は省略させていただきたいと思います。
0:49:10	続きましてですね、
0:49:13	発足の
0:49:15	7、
0:49:17	7 ですね、655 ページ、4 ページからになります。こちらについてちょっと詳細に、
0:49:29	東海第 2 発電所保修室の根本です。
0:49:32	緊急時対策所の発足等の概要のほうをご説明させていただきます。
0:49:39	今回新たにページ数ももともと多いということもありまして、目次を新たに追加させていただいてるというものです。
0:49:50	それ以降ですね、黄色ハッチのところ、これまでのヒアリングも含めてですね、訂正させていただいてるというところでございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:01	657 ページ、右下 657 ページですが、こちらは先ほどもご説明させていただいた通り、理由のほうを追記させていただいているというものでございます。
0:50:13	658 ページでございます。
0:50:16	こちらの方を軸道路、
0:50:19	送風機容量に変更がないということを明確にさせていただいたと。
0:50:23	いうところ。
0:50:24	あと軸動力に関してもどのくらいなのかっていうのも注記の 4 で記載させていただいているというものでございます。
0:50:35	あとV－1 も明確化させていただいております。
0:50:41	続いて 659 ページです。
0:50:44	こちらに関しましてもマボルトの位置を追記、記載させていただいてると。
0:50:51	いうところ。
0:50:53	あと、フィルター効率に変更がないというところを
0:50:58	記載させていただいてるというものでございます。
0:51:01	阿藤 660 ページです。こちらの方を機器配管系の待機新評価手法の比較というものでございます。
0:51:10	それぞれ送風機フィルター装置いただくと配管というような形で記載させていただいておりまして、既工認から今回工認、評価指標に関しては変更がないというところを示しているものでございます。
0:51:26	続きまして 661 ページでございます。
0:51:30	こちら耐震、
0:51:33	送風機、非常用送風機の耐震評価結果を記載させていただいているというものでございます。
0:51:41	こちら概要版の方で、もともと算出応力と許容力に関して、既工認、今回工認ということで、マスキングさせていただいておりましたが、
0:51:51	こちらちょっと、
0:51:53	もともとは、
0:51:55	機構に同様に、そのままのマスキングという形で、
0:52:01	出させていただいておりますが、今回再度メーカーの方に確認しまして、メーカーとしては、算出動力協力の方をスキーム不要だということが確認できましたので、
0:52:14	今回マスキングを外した形で、今回工認のところのスキームは外した形で、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:21	修正させていただいてるというものでございます。
0:52:25	続いて 662 ページ、フィルタ装置の車耐震評価結果に関しましてもマスキングの箇所を修正させていただいてると。
0:52:33	いうところです。
0:52:35	続いて 663 ページでございます。こちら、日、
0:52:40	今回、原動機出力が増加している。
0:52:44	ということもありまして、実際の発電機出力に影響がないのかというところで、確認している資料でございます。
0:52:53	負荷容量の方を今回、積み上げた数字が 215.8kWということで、それに対して発電機数 6380kWと、
0:53:05	いうことで、電源容量に十分な余裕があり影響がないことを確認したというものでございます。
0:53:12	続きまして右社 664 ページに関しましては
0:53:19	機器重量の方を、もともと機械関係の増加重量と、出展重量の方、
0:53:28	表記の単位の記載が統一取れてなかったというのもありましたので、単位を飛んで
0:53:37	統一させて、記載を修正させていただいたというものでございます。
0:53:42	続きまして 665 ページ以降に関しましては基本的には記載の適正化等を実施させていただいていると。
0:53:53	いうものでございます。
0:53:55	基本的には目次を追加させた。
0:53:58	ていうところでタイトル的なところを修正させていただいてるというところ。
0:54:04	あと、前回記載、工期的なものがありましたので、記載を適正化させていただいたというものでございます。
0:54:15	あと、
0:54:16	マスキング箇所としてですね、右下 667 ページのところです。
0:54:24	こちら、厚さの方もともとマスキングをかけていたというところがありましたが、
0:54:30	今回変更後というところでは、
0:54:33	この伸縮継ぎ手の厚さのところですね、ちょっとメーカーに再度確認したところ、こちらに関しましてもマスキングはメーカーとして不要だというところで、
0:54:44	確認がとれましたので、スキームを外した形で修正させていただいているというものでございます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:51	以降はですね基本的には、記載の適正化の形ですですね、文言等を
0:54:59	見直させていただいてるというものでございます。
0:55:02	以上に関しましては、
0:55:06	ちょっと詳細設計に伴いとかですね、最初の枕詞のところを修正させていただいて等の、
0:55:13	記載の適正化にございますので、以降は割愛させていただきます。
0:55:19	緊対所に関しましては以上です。
0:55:27	続きまして補足の 8、逃がし安全弁行、可搬型蓄電池の仕様変更。
0:55:33	731 ページから資料になります。
0:55:37	こちらはですね、
0:55:39	記載の適正化のみ、
0:55:41	となっています。広橋でタイトルの見直し、それからあと、
0:55:46	732 ページで、
0:55:49	先にお出ししております概要説明資料と統一を図った記載。
0:55:54	ええ。
0:55:54	黄色ハッチの部分をしており、
0:55:58	硫黄の
0:56:02	ページにつきましても、タイトル、それから、記載の補足をちょっと追加した程度の
0:56:10	見直しになっております。
0:56:12	以上になります。
0:56:20	はい。以上が、補足 2 から補足 3 飛ばして、4、8、4 から 8 ですね、の修正点のご説明になります。
0:56:39	原子力規制庁側からは特にありません。
0:56:45	はい。事業者課からの説明は以上になります。
0:56:51	全体を通して事業者様から何かありますか。
0:57:02	すいません。それでは、東海発電所さん何かありますでしょうか。
0:57:22	はい。では大丈夫と。はい。認識しますので。はい。事業者側からは以上になります。
0:57:29	以上をもちまして、東海第 2 発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。